耐震診断等判定手数料改定のお知らせ

一般財団法人群馬県建築構造技術センターでは、このたび諸般の事情から耐震診断等判定手数料の改定をさせていただくことになりました。

改定の内容は次のとおりですので、関係者の皆様には事情をご賢察のうえご理解くださるようお願いいたします。

また、診断等業務の発注者の皆様方には、予算編成の際に改定について考慮してくださるよう、よろしくお願いいたします。

改定の内容

１　判定手数料表の延べ床面積による区分が細かくて解りにくかったものを簡素化して区分を少なくしました。結果として各区分で増額になっています。

２　改定後の手数料表は平成２５年４月１日以降の判定依頼受付分から適用いたします。

平成２４年１０月５日

一般財団法人群馬県建築構造技術センター

〇改定後の判定手数料表は次ページ以降に掲載しました。

一般財団法人群馬県建築構造技術センター耐震診断等判定手数料規則別表

（別表１）

判 定 手 数 料（第2条第1項）

（H25,4,1改定）
（単位：円）

延べ床面積（㎡）	耐震診断				補強設計	総合判定	備　考
	RC造 一次	RC造 二次	RC造 三次	S造 診断			
500㎡以下	93,450	140,700	163,800	163,800	163,800	234,150	
500㎡を超え1,000㎡以下	132,300	198,450	232,050	232,050	232,050	331,800	
1,000㎡を超え2,000㎡以下	186,900	281,400	328,650	328,650	328,650	469,350	
2,000㎡を超え3,000㎡以下	229,950	344,400	402,150	402,150	402,150	574,350	
3,000㎡を超え4,000㎡以下	264,600	397,950	464,100	464,100	464,100	663,600	
4,000㎡を超え5,000㎡以下	296,100	445,200	518,700	518,700	518,700	742,350	
5,000㎡を超えるもの（右の式による。）	$4\sqrt{A}\times1,000$	$6\sqrt{A}\times1,000$	$7\sqrt{A}\times1,000$	$7\sqrt{A}\times1,000$	$7\sqrt{A}\times1,000$	$10\sqrt{A}\times1,000$	Aは延べ床面積

※1　総合判定には、耐震診断判定及び補強計画判定を含む

※2　補強計画判定には、耐震診断判定は含まない。

※3　判定手数料には消費税相当額を含んでいる。

※4　5,000㎡を超えるものは、計算結果から1,000円未満を切り捨て、消費税を加えて算出する。

（別表2）

判 定 手 数 料 加 算 額（第2条第2項）

（H21,12,21）

第2項の各号	再審査等	手数料の加算額	備考
（1）	第2回検査委員会終了後に再度検査委員の審査を行う場合	別表1の判定手数料の額の25%に相当する額	
（2）	検査委員会の当日から数えて5日前の日から検査委員会の当日までの間に次回以降の判定委員会で審査することとなった場合	別表1の判定手数料の額の25%に相当する額	
（3）	検査委員会終了後に次回以降の判定委員会で再審査することとなった場合	別表1の判定手数料の額の50%に相当する額	
（4）	判定部会終了後に次回以降の判定委員会で再審査することとなった場合	別表1の判定手数料の額の75%に相当する額	
（5）	判定委員会で保留となり次回以降の判定部会から再審査することとなった場合	別表1の判定手数料の額の50%に相当する額	

※加算額の計算は、別表1の判定手数料の額から消費税相当額を控除した額に、各号の手数料の加算額の率を乗じて得た額から千円未満を切り捨て、その額に消費税相当額を加算することにより算出します。
※（2）検査委員会の当日から数えて5日前の日数には、当財団の休日を含まない。

（別表3）

判 定 手 数 料 加 算 額（第2条第3項）

（H21,8,21）

第3項	特別委員会	手数料の加算額	備考
	特別委員会で審査することとなった場合	特別委員会の開催状況に応じて別途算定した額と第1項の判定手数料の額との差額を当該判定手数料に加算する	

※特別委員会は案件ごとに条件が異なるため、案件ごとに算出して請求させていただきます。

（別表4）

手 数 料 返 還 額（第4条第2項）

（H21,8,21）

第2項の各号	取下げの時期	返還額	備考
（1）	検査委員会の日から数えて5日前の日から検査委員会の当日までの間に判定依頼取り下げ届けが提出された場合	別表1の判定手数料の額の75%に相当する額	
（2）	検査委員会終了後に判定依頼取下げ届が提出された場合	別表1の判定手数料の額の50%に相当する額	
（3）	判定部会終了後に判定依頼取下げ届が提出された場合	別表1の判定手数料の額の25%に相当する額	

※返還額の計算は、別表1の判定手数料の額から消費税相当額を控除した額に、各号の返還額の率を乗じて得た額から千円未満を切り捨て、その額に消費税相当額を加算することにより算出します。
※（1）検査委員会の当日から数えて5日前の日数には、当財団の休日を含まない。